



熊本県公報

第13165号
令和4年(2022年)
9月26日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (“)	1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (“)	2
公 告	
○公共測量の実施…………… (監理課)	2
○熊本県議会棟行政用無線LAN環境構築業務委託に係る一般競争入札落札者等…………… (システム改革課)	2
○換地処分…………… (農地整備課)	3
○道路の位置の指定…………… (建築課)	3
○道路の位置の指定…………… (“)	3
○農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課)	3
○農用地利用配分計画の認可…………… (“)	3
○農用地利用配分計画の認可…………… (“)	4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課)	4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (“)	4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (“)	5
登 載 依 頼	
○文化財の指定…………… (文化課)	5
○令和4年度(2022年度)第2回労働審議会の開催…………… (労働審議会)	5
○熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会)	5
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“)	6
○熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“)	6
○熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則…………… (“)	6
○熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部の開催…………… (社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会)	7
○令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借契約に係る落札者等の決定…………… (警察本部運転免許課)	7

告 示

熊本県告示第654号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
合同会社 響 熊本市北区清水万石5 丁目19番4号	訪問介護事業所クローバー 熊本市北区清水東町1-1 2	4322000 68	令和4年(202 2年)9月12日

熊本県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホーム愛真 宇城市三角町三角浦11 59番地7	NPO法人あいランド 宇城市三角町三角浦11 60番地179 濱田 真和	共同生活援助	令和4年(2022年)9 月14日

熊本県告示第656号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所はぐくみ 天草市本渡町広瀬161番地1	株式会社学び舎 天草市本渡町広瀬 161番地1 江上 力也	令和4年(2022年)1 0月1日	435300 0229	指定児童発達支援 指定保育所等訪問支援

公 告

熊本県公告第644号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(基準点測量)	令和4年(2022年) 9月1日から 令和5年(2023年) 3月24日まで	菊水郡菊陽町原水地内

熊本県公告第645号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称
熊本県議会棟行政用無線LAN環境構築業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和4年(2022年)9月1日
- 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社マーケティング本部熊本支社熊本第二営業部
熊本市東区下南部三丁目10番32号
- 落札金額

- 33, 770, 000円 (うち消費税及び地方消費税の額3, 070, 000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)7月19日

熊本県公告第646号

県営花房中部2期地区土地改良事業(区画整理)施行に係る換地処分を行った。
令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第647号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区帯山一丁目31番地20
- 2 築造者の氏名 株式会社アークフロンティア
- 3 道路の位置 菊池市野間口字東原632番1及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.05メートルまで
- 5 道路の延長 52.85メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)9月9日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第152号

熊本県公告第648号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 阿蘇市内牧2120番地
- 2 築造者の氏名 柴田誠悟
- 3 道路の位置 阿蘇市内牧字西成川2110番10、同2110番11及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 83.30メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)9月9日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第155号

熊本県公告第649号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社三希	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字築籠1857番ほか3筆
株式会社三希	熊本市南区内田町	熊本市南区内田町字東941番1ほか4筆

2 認可年月日

令和4年(2022年)9月15日

熊本県公告第650号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称	住 所	
平崎 和志	八代市鏡町中島	八代市鏡町中島字小溝827番
本島 和昭	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字五番割969番1
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市揚町字中割674番1
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久山下町字二番割3982番1
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久山下町字二番割4022番1 ほか7筆
株式会社山田フ ァーム	八代市郡築一番町	八代市郡築一番町271番1
株式会社山田フ ァーム	八代市郡築一番町	八代市北平和町141番ほか1筆
川口 博之	八代市松江町	八代市平山新町字大藪2829番
有限会社松浦常 男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町新牟田字御堂須764番1ほ か1筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)9月15日

熊本県公告第651号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中山 義智	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田29番1ほか1筆
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田42番ほか3筆

2 認可年月日
令和4年(2022年)9月15日

熊本県公告第652号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市上庄字日平1205番1
353.29平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市上庄1233
吉田 佑香里

熊本県公告第653号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町新山二丁目3197番6及び同3197番2の一部
493.80平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市西区春日三丁目3番11号グランフイーネ春日503号
草野 大晟
草野 佳奈

熊本県公告第654号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2218番4、同2219番1及び2220番5
299.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
八代市弥生町12番地8（101）
蜂屋 淳一
蜂屋 恵子

登載依頼

熊本県教育委員会告示第31号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県教育長 白 石 伸 一

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (工 芸)	中山観音堂の鰐口	1口	熊本県球磨郡多良木町奥野 1309-4 中山観音堂	中山観音保存会

熊本県労働審議会公告第2号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
令和4年（2022年）10月4日（火）
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 2階 ひばり
- 3 議題
ブライト企業の認定について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課）
（電話096-333-2339）

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「この号及び第11条第2項第2号において同じ。」を「第11条第2項第2号において同じ。」（次に掲げる育児休業を除く。）に改め、「（基準日以前6箇月の期間における育児休業法第2条の規定による育児休業の承認期間が1箇月以下である職員（基準日以前6箇月の期間を超えて引き続き1箇月を超える育児休業をし

ている職員を除く。)を除く。)」を削り、同号に次のように加える。
 ア 当該育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認期間(当該承認期間が2以上あるときは、それぞれの承認期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 イ 当該育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認期間(当該承認期間が2以上あるときは、それぞれの承認期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 第1条第2項第2号中「育児休業をしている職員(基準日以前6箇月の期間における育児休業法第2条の規定による育児休業の承認期間が1箇月以下である職員(基準日以前6箇月の期間を超えて引き続き1箇月を超える育児休業をしている職員を除く。))」を「育児休業(第5条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

附 則
 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年9月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 第13条の表15の項中「出産の日後8週間」を「出産の日以後1年」に改める。

附 則
 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年9月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の育児休業等に関する規則(平成11年熊本県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。
 第3条の見出し及び同条中「第2条の2の2第3号イ」を「第2条の2の2第3号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。
 (3) 育児休業条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当した場合
 第4条中「第2条の2の3第2号」を「第2条の2の3第3号」に改める。
 第4条の次に次の1条を加える。
 (人事委員会が定める特別な事情)
 第4条の2 育児休業条例第2条の2の2第3号及び同条例第2条の2の3の人事委員会が定める特別の事情は、同条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

附 則
 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年9月26日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
 第11条第1項第6号中「平成4年熊本県条例第14号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加え、同条第7項第2号中「育児休業法第2条の規定により育児休業」の次に「(次に掲げる育児休業を除く。)」を加え、「(基準日以前6箇月の期間における育児休業法第2条の規定による育児休業の承認期間が1箇月以下である者(基準日以前6箇月の期間を超えて引き続き1箇月を超える育児休業をしている者を除く。))を除く。」を削り、同号に次のように加える。
 ア 当該育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認期間(当該承認期間が2以上あるときは、それぞれの承認期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 イ 当該育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規

定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認期間（当該承認期間が2以上あるときは、それぞれの承認期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会公告第1号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
保健福祉推進部会 部会長 倉田 賀世

- 1 開催日時
令和4年（2022年）10月6日（木） 午後3時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区千葉城町3-31
KKRホテル熊本
- 3 議題等（予定）
 - (1) 議題
第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の進捗状況について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後2時30分から午後3時まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班）（電話：096-333-2215）

熊本県警察本部公告第85号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年（2022年）9月26日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4～11年度四輪・二輪車運転シミュレーター賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部運転免許課
熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年（2022年）7月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社九州支店
福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号
- 5 落札金額（月額）
1,380,500円（うち消費税及び地方消費税の額125,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年（2022年）6月17日